

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月31日

酒々井町長 小坂 泰久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

酒々井町全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年3月22日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法 人	0 経営体
個 人	6 経営体
集落営農	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・生產品目については、水稻「コシヒカリ」を主栽培米とし、加工用米、飼料用米についても生産を促進する。
- ・今後後継者が不足していくと考えられる地域に対し、担い手の育成、新規就農者の助言等を行い就農定着を図る。
- ・集落営農を作業受託から法人化への誘導、育成を図る